

神戸市告示第152号

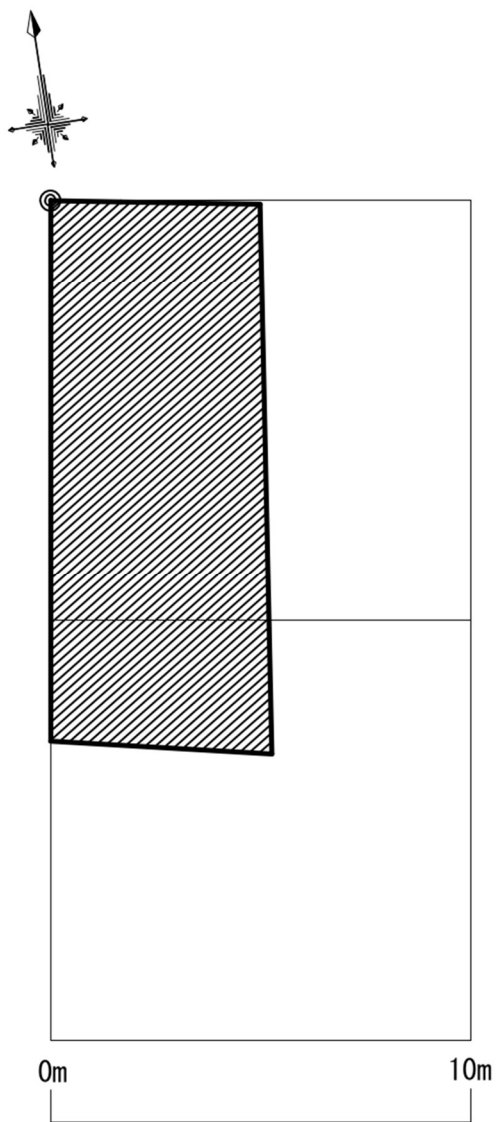
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
東灘区住吉南町1丁目921番13  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
テトラクロロエチレン  
トリクロロエチレン

別図



< 凡 例 >

- ◎ : 起点
- : 敷地境界線
- ▨ : 形質変更時要届出区域

< 起点 >  
起点は、神戸市東灘区住吉南町1丁目921番13の最北端とする。

< 格子の回転角度 >  
8° 34' 49"  
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。